現行

目 次

第3章 収入(第36条 - 第57条の2)

~ 略 ~

~ 略 ~

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(加える)

~ 略 ~

(領収書の特例)

第44条 前条の規定にかかわらず、金銭登録機を使用して収納する収入については、金銭登録機による領収書をもつて領収書とし、自動販売機その他これに類する機具により領収する代金及び入場料、観覧料、収入証紙発行収入等、領収書を発行し難いもの

_____については、領収書の交付 をしないものとする。

~ 略 ~

(加える)

改正案

目 次

第3章 収入(第36条 - 第57条の3)

~ 略 ~

~ 略 ~

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲 げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) 指定代理納付者 法第231条の2 第6項に規定する指定代理納付者をい う。

~ 略 ~

(領収書の特例)

第44条 前条の規定にかかわらず、金銭登録機を使用して収納する収入については、金銭登録機による領収書をもつて領収書とし、自動販売機その他これに類する機具により領収する代金及び入場料、観覧料、収入証紙発行収入等、領収書を発行し難いもの及び指定代理納付者が納付するものについては、領収書の交付をしないものとする。

~ 略 ~

(指定代理納付者)

- 第57条の3 町長は、政令第157条の2各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定代理納付者に指定することができる。
- <u>2</u> 町長は、指定代理納付者を指定しよう とするときは、あらかじめ会計管理者と 協議しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により指定代理 納付者を指定したときは、その旨を速や かに告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、指定代理納付者の指 定を変更し、又は取り消す場合にこれを 準用する。

- 5 町長は、納入義務者が、指定代理納付者が交付し又は付与する政令第157条の2第2項で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出たときは、これを承認することができる。この場合において、町長は、当該納入義務者にその旨を証する書面を交付し、領収書は交付しないものとする。
- 6 町長は、前項の規定により指定代理納付者による歳入の納付を承認したときは、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。この場合において、当該指定代理納付者が当該指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

~ 略 ~

<u>附 則</u>

この規則は、公布の日から施行する。